

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱（平成20年8月6日付け20文第1610号総務部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加手続等

- (1) 設計図書等に対する質問は、庁舎等維持管理業務の委託契約に係る条件付一般競争入札実施要領第7条第3項の規定により庁舎等維持管理業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第2号）により直接持参又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (2) 現場説明会は行わない。

3 入札方法等

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- (2) 入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (3) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (4) 入札書のあて先は、「福島県いわき建設事務所長」とすること。
- (5) 入札結果の公表及び方法について
 - ア 入札結果の公表は、契約締結後14日以内に行う。
 - イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。
- (6) 再度入札
開札の結果、落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札を行うこととする。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
福島県財務規則第249条第1項4第号の規定に基づき入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
福島県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条の規定に該当する者については免除する。
また、本契約は規則第229条第1項第9号が適用されないため、契約保証金を納付している場合は、当該契約額の2倍未満の増額変更をするときであっても当該変更に係る契約保証

金の免除は認めない。

なお、契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

5 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、庁舎等維持管理業務に係る条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、庁舎等維持管理業務入札参加の資格を制限することがある。

(5) 入札参加資格の審査等

落札候補者の決定後、入札会場において入札参加者立ち会いのもと直ちに入札参加資格の事後審査を行うため、入札参加者は、入札参加資格条件が設定されている業務について確認に必要な書類を持参すること。

なお、上記書類は審査時に提出するものとし、提出できない場合には落札候補者としての権利を失う（失格）ものとする。

入札参加資格確認書類の提出について

入札公告に示す条件に基づき、入札参加資格確認書類提出書に添付が必要となる書類は次のとおりである。

記

1 庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（令和8・9年度分）の水槽類・蓄熱槽類設備保全管理業務に登録されている者。

県で作成している庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので、提出を要しない。

2 業務従事者には、「貯水槽清掃作業監督者」「2級管工事施工管理技士」以上の資格を有する者をそれぞれ1名以上含めること（同一人物が両資格を有する場合は当該者1名で足りる。）。

確認できる書類を持参すること。

3 いわき建設事務所管内に本店、支店又は営業所を有する者。

庁舎等維持管理業務入札参加資格申請書を基に作成した、庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿により確認するので書類の提出は要しない。